

ぐるほしきまでいどみきこえ給ひしをおぼしいで、略下

〔吾妻鏡 十三〕建久四年七月三日丁卯、小栗十郎重成郎從馳參、以梶原景時申云、重成今年爲鹿島造營行事之處、自去比所勞太危急、見其體非直也事、頗可謂物狂歟、

〔老人雜話 下〕黒田如水病重く、死前三十日許の間、諸臣を甚罵辱す、諸臣驚て云、病氣甚く、殊に亂心。の體也、別に諫むべき人なしとて、其子筑前守に云ふ、筑前守如水の心に通せず、近づひて密に云ふは、諸臣畏れ憂ふ、少し寛くゑたまへと、如水耳をよせよとて、小聲に云はれしは、是は汝がため也、亂心。に非ずとぞ、諸臣にあかれて、早く筑前守殿の代になれかしと思はせん爲なり、

〔公裁秘録 三〕亂氣御仕置之事

元祿十丑閏二月相極候ハ、亂氣ニ而人を殺候者、本性之者とハ違候間、向後ハ牢舍申付様子次第、其儘永牢ニ而差置、其上若本性ニも成候ハ、遠島ニも申付、可然品ニより下手人ニ成べき子細候ハ、其節伺有之筈ニ候處、自今以後ハ、亂氣ニ而人殺候共、可爲下手人候、本性ニ而人を殺候も亂心ニ而殺候も、同然之御仕置ニ候間、可被存其旨候、

但元祿十丑閏二月相極リ候以後、今に至り永牢ニ而差置候者候ハ、是ハ其通可爲候、

享保二 西 十一月五日

右ハ西十一月五日、於羽目之間河内守殿三奉行 江 御渡候、

〔文昭院殿御實紀 一〕寶永六年二月十六日、亥かるにけふ山にて、織田監物秀親前田采女利昌公卿の館伴として朝とくまいりしが、采女利昌狂氣し、差添をぬきて監物秀親が後に突てそのま、はしり出、心地例ならずとて、下部をよび乗物にのりてかへりたり、秀親は突れて聲たて、うめきゐるたるを聞、人々はせ集りたれど、はや息も絶々なりければ、その家人に命じて護送せしめ、利昌がもとは大目付松平石見守乘邦、目付久留十左衛門正清、伊勢平八郎貞勅をつかはされ、利